

木材利用や森林経営保全活動の社会的価値検討業務 企画提案募集要項

1 募集概要

- (1) 業務件名
木材利用や森林経営保全活動の社会的価値検討業務
- (2) 履行期間
契約締結日から令和7年3月21日（金）まで
- (3) 業務内容
別紙「仕様書（企画提案募集用）」のとおり
- (4) 委託料の上限額
4,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

2 応募資格要件

次に掲げる条件を全て満たしていること。

- ア 地方公共団体から J-クレジット制度の方法論 F0-001 森林経営活動のプロジェクト登録申請及び認証申請の支援業務を受託し、適切に履行した実績を有すること。
- イ 本市の競争入札参加有資格者（本市の競争入札参加有資格者でない場合であっても、京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項各号に掲げる資格を有する者である場合は、当該プロポーザル等においては競争入札参加有資格者とみなす。）であること。
- ウ 京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく、競争入札参加停止処分を受けていないこと。
- エ 代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の6又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕もしくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと。
- オ 代表者が成年被後見人、被保佐人又は破産者でないこと。
- カ 法令の規定により、営業について免許、許可又は登録等を要する場合にあっては、当該免許、許可又は登録等を受けて当該営業を営んでいること。
- キ 国税及び地方税並びに水道料金及び下水道使用料を滞納していないこと。
- ク 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- ケ 団体又はその代表者が指定暴力団の構成員でないことのほか、受託者としてふさわしくない者でないこと。
- コ 本事業の趣旨を十分に理解したうえで委託業務を実施できること。
- サ 契約の履行を複数の事業者で分担するために複数事業者による連合体（以下「コンソーシアム」という。）での応募を可能とする。ただし、コンソーシアムを結成する場合は、コンソーシアム全体でアを満たすとともに、すべての事業者が上記ウ～コを満たすこと。コンソーシアムの代表者（本市と契約する事業者）はイを満たすこと。

3 応募手続・問合せ等

(1) 応募書類

本募集要項、仕様書（企画提案募集用）、受託候補者選定審査基準等を熟読のうえ、以下の書類を提出すること。

コンソーシアムを結成して参加する場合は、代表者が書類を提出すること。

ア 応募申請書（様式１） 正１部

イ 応募者の概要・体制がわかる資料（任意様式） 正１部・副６部

- ・ 担当予定者に技術士（森林部門）、林業技士（部門は問わない）のいずれかの資格を有している者が含まれる場合は、体制表に明記し、資格を証する書類を添付すること。
- ・ コンソーシアムを結成して参加する場合は、全ての事業者の会社概要を提出すること。

ウ 類似業務実績一覧（様式２） 正１部・副６部

- ・ 「応募資格要件のア」を満たしていることを確認できるよう記載すること。

エ 企画提案書（任意様式） 正１部・副６部

- ・ 以下の内容を含め、提案書を作成すること。

提案を求める内容
① 森林Ｊクレジットの創出に係る検討 ア 事業計画作成及びモニタリングに必要な情報の取得・解析 ・ 航空レーザ測量データの解析方法を提案すること。 ・ 各種データの活用の方角性を、理由を含めて提案すること。 ・ 追加的データの取得・解析方法の検討の方角性を提案すること。 イ 市域における森林Ｊクレジットの創出見込み量の試算及び費用対効果 ・ 森林経営活動パターンの想定方法や費用対効果の検討内容など、業務の実施方針を提案すること。 ② 森林Ｊクレジットの販売促進体制の検討 ・ 販売促進体制の検討方針を提案すること。 ・ ヒアリング先の候補先を、選定の考え方を含めて提案すること。 ③ 検討会議の運営 ・ 検討会議への招聘候補となる有識者について提案すること。 ・ 検討会議の進め方及びスケジュールについて提案すること。 ※ 本業務は、森林Ｊクレジットの創出・販売を行うものではないため、提案にあたっては留意すること。

- ・ コンソーシアムを結成して参加する場合は、各事業者の役割分担を記載した資料を添付すること。

オ 見積書（任意様式） 正１部・副６部

本業務の総費用（消費税及び地方消費税対象額を含む）の見積金額及び内訳を記載すること。

カ その他の書類 各正 1 部

京都市競争入札参加有資格者名簿未登録者のみ、以下の書類を提出すること。

- ・ 誓約書（様式 3）
- ・ 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
- ・ 印鑑証明書
- ・ 納税証明書
- ・ 調査同意書（水道料金・下水道使用料）
- ・ 使用印鑑届又は委任状兼使用印鑑届

キ コンソーシアム協定書（様式 4） 正 1 部

コンソーシアムを結成して参加する場合のみ、提出すること。

(2) スケジュール

ア 応募申請書等受付開始 令和 6 年 10 月 11 日（金）午後 1 時から

イ 質問書の提出期限 令和 6 年 10 月 18 日（金）午後 5 時まで

※ 質問できる者は、「応募資格要件」を満たしている者とする。

※ 質問は、原則 E-mail 又は FAX にて行うこととする。

ウ 質問書への回答 令和 6 年 10 月 22 日（火）予定

※ 質問の回答は、京都市情報館にて行う。

エ 応募書類の提出期限 令和 6 年 10 月 25 日（金）午後 5 時まで

※ 必要に応じて企画内容に関するプレゼンテーションを求めることがある。

オ 審査結果通知 令和 6 年 10 月 30 日（水）以降

(3) 応募受付・問い合わせ先

京都市産業観光局農林振興室林業振興課（担当：井川、柴田）

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

TEL：075-222-3346 FAX：075-221-1253

E-mail：ringyosinko-m@city.kyoto.lg.jp

※ 応募書類の提出方法は、郵送又は持参とする。

郵送の場合は必着、持参の場合は提出期限の日の午後 5 時までとする。

(4) その他

- ・ 本プロポーザルの参加に伴う提案書作成等の経費は応募者負担とする。また、提出された提案書類は、応募者に返却しない。
- ・ 提案書類の作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

4 審査基準及び審査方法

(1) 審査基準

別紙「木材利用や森林経営保全活動の社会的価値検討業務に係る受託候補者選定審査基準」のとおり

(2) 審査方法

- ・ 選定委員会において、別表に掲げる評価項目について採点し、最も高い評価点を得た応募者を受託候補者として選定する。
- ・ 評価点が60点に満たない場合、また、応募者が本業務を実施し得る能力を有しないと判断した場合は、受託候補者を選定しないことがある。
- ・ 応募者が1者のみであっても、プロポーザルは成立し、審査及び選定する。

(3) 審査結果

- ・ 審査結果は、令和6年10月30日（水）（予定）以降に、応募者全員に文書により通知する。審査結果についての異議申立は受け付けない。
- ・ 応募者、評価点及び受託候補者を選定した理由がわかる情報を公表する。

5 契約に関する基本事項

(1) 契約条件

受託候補者の提案内容を基に、次のア～エのとおりとする。

ア 委託料の上限額

4,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

イ 履行期間

契約締結日から令和7年3月21日（金）まで

※ 契約締結日は、令和6年11月6日（水）以降

ウ 業務内容

別紙仕様書（企画提案募集用）を基に、提案内容を踏まえて、受託候補者と協議のうえ決定する。

エ 特約事項

- ・ 企画提案内容の実現に係る追加費用や別途費用は、全て受託候補者の負担で行うこととする。
- ・ 受託者は、本業務の実施により知り得た情報を本業務の目的以外のために利用し、又は第三者に漏洩してはならない。
- ・ 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約までの手続

受託候補者と契約交渉の上、契約書を作成し、受託候補者と契約する。ただし、受託候補者と契約条件について合意に達しなかった時は、受託候補者に次いで評価点の高かった応募者を受託候補者として契約交渉を行うものとする。

木材利用や森林経営保全活動の社会的価値検討業務 仕様書 (企画提案募集用)

1 業務目的

本市では、2050年のカーボンニュートラルやSDGsの達成及び森林資源の適切な循環利用の実現に向け、ウッド・チェンジを推進している。広くウッド・チェンジを浸透させるためには、様々な分野の事業者が木材利用や森林経営保全活動の社会的価値を認識するとともに、価値の取引に関わりやすい仕組みを構築することが必要である。

本業務は、木材利用や森林経営保全活動の社会的価値の一つである森林Jクレジットに着目し、価値の創出や経済取引に係る手順及び課題をとりまとめ、今後の価値取引の実現に向けた基礎資料を得ることを目的とする。

2 業務内容

(1) 森林Jクレジットの創出に係る検討

京都市域における森林Jクレジットの創出に向けて、以下の項目を検討し、手順や課題をとりまとめる。

ア 森林Jクレジットの創出に活用できる情報

- ・ 市域の航空レーザ測量データを解析するとともに、市が保有する森林資源情報（航空レーザ測量を解析したデータや航空写真データ等）と併せて、森林Jクレジットの創出（事業計画作成、モニタリング実施）における活用方法を検討する。
- ・ 森林Jクレジットの創出において活用できる、追加的なデータの取得・解析方法について検討し、提案する。

イ 市域における森林Jクレジットの創出見込み量及び費用対効果

- ・ 市内の認定されている森林経営計画に基づき、森林Jクレジットの創出見込み量を試算する。
- ・ 複数の森林経営活動パターンを想定した森林経営計画を仮作成し、それに基づき森林Jクレジットの創出見込み量を試算するとともに、結果を整理する。試算に当たっては、アで収集・解析したデータを活用し、精度の向上を図る。
- ・ 森林Jクレジットの創出に必要な費用を試算するとともに、費用対効果を検討する。

※ 検討の対象とする森林は、市内の森林経営計画の認定を受けている森林（57件、7,708ha）及び久多市有林（222ha）とする。

(2) 森林Jクレジットの販売促進体制の検討

京都市ウッド・チェンジアクション推進会議の枠組みを活用した、森林Jクレジットの販売促進体制を検討する。

検討に当たっては、購入意欲のある事業者等へのヒアリングを実施する。

(3) 検討会議の運営

(1)及び(2)の検討結果をまとめて基礎資料を作成し、関係者が参画する検討会議を月1回程度開催する。検討会議の開催に当たっては、必要に応じて有識者の参画を得る。

また、検討状況を取りまとめ、京都市ウッド・チェンジアクション推進会議及び企画部会において報告する。

3 成果品

- (1) 業務完了届
- (2) 業務報告書及び関係書類一式（電子データを含む）
- (3) 業務で作成した資料一式
- (4) (1)から(3)までのほか、本市が指示するもの

4 履行期間

契約締結日から令和7年3月21日（金）まで

5 委託料の上限

金4,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

6 留意事項

- (1) 本市担当職員との連絡を密にとりながら業務に当たること。
- (2) 業務の進捗に当たっては、本市担当職員と協議し、その指示に従うこと。
- (3) 本業務の実施により得られた成果は、本市に帰属する。
- (4) 本業務の実施による広報物等の著作権や使用权は、本業務の実施前から著作権や使用权等を持つものを除き、本市に帰属する。なお、受託者は著作権者人格権を主張しないものとする。
- (5) 業務遂行に当たり知り得た個人情報、個人情報保護法及び京都市個人情報保護条例に則り、適切に管理すること。
- (6) 受託者は、業務の全部を第三者に委託してはならない。
- (7) 受託者は、業務の一部を再委託するときは、あらかじめ本市の承認を得なければならない。
- (8) 本市は(7)の承認をするときは、条件を付することができる。
- (9) 本仕様書に記載のない事項又は仕様書に疑義が生じた時は、本市担当職員と協議し、その決定に従うものとする。
- (10) 本事業に必要な物品の購入や発注等を行う際は、市内中小企業の活用に最大限の工夫と努力を行うこと。

- (11) 新型コロナウイルス感染症の影響等により、必要があると認めるときは、委託業務内容の変更等を行う可能性がある点、あらかじめ留意すること。その場合、京都市と協議のうえ、変更契約等の手続を行う。
- (12) 京都市が受託者に貸与する資料は、業務の実施に必要な森林簿、森林計画図、森林資源情報、認定済み森林経営計画に関する情報とする。
- (13) 京都市から提供した資料を無断で第三者に提供すること及び他の目的に利用することを禁止する。

個人情報取扱事務の委託契約に係る共通仕様書

(個人情報の取扱いに関する安全管理措置状況申出書の提出)

第1条 受注者（複数の事業者で構成する連合体が委託業務を履行する場合にあっては、当該連合体の全ての構成員をいう。以下「受注者」という。）は、委託業務を開始する前に、京都市（以下「発注者」という。）が定める「個人情報の取扱いに係る安全管理措置状況申出書」を提出し、発注者による個人情報の取扱いに関する安全管理措置状況の確認を受けなければならない。

(秘密の保持)

第2条 受注者は、委託業務の処理をするうえで知り得た個人情報及び秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。また、委託業務が完了した後又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

(個人情報総括管理者)

第3条 受注者は、個人情報の漏えい、滅失、毀損等（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、個人情報を適正に管理させるために、個人情報総括管理者及び個人情報管理責任者を置かなければならない。

(従業者の監督)

第4条 受注者は、従業者に個人情報を取り扱わせるに当たっては、従業者に対し、委託業務の処理をするうえで知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の適正な管理)

第5条 受注者は、委託業務に係る個人情報の漏えい等の防止その他個人情報の適正な管理のため、次の各号に掲げる措置のほか必要な措置を講じなければならない。

- (1) 個人情報を取り扱う委託業務を行う区域を設定し、その区域内に限って個人情報を取り扱うこと。
- (2) 個人情報を取り扱う機器、個人情報が記録された電子媒体、個人情報が記載された書類等に関し、金庫、施錠が可能な保管庫、セキュリティワイヤー等での施錠又は入退室管理の可能な保管室等による保管すること。
- (3) 個人情報が記録された電子媒体、個人情報が記載された書類等を外部に運搬するとき、電子データに対し暗号化処理を施した上で記録する等、適切な安全管理措置を講じること。
- (4) 個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、その他この契約による事務の適切な実施に必要な教育及び研修を、委託業務の従事者全員に対して実施すること。

- (5) 個人情報を取り扱う作業を行う電子計算機に、セキュリティ対策のソフトウェアを導入し、そのソフトウェアを常に最新の状態に保つこと。

(再委託の制限)

- 第6条 受注者は、委託業務の履行を第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受注者は、発注者の承諾を得て委託業務を再委託し、又は請け負わせたときは、その者の号又は名称その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。
- 3 第1項の場合、受注者は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受注者と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、発注者に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

(個人情報の目的外利用の禁止)

- 第7条 受注者は、委託業務の処理において取り扱う個人情報を委託業務における利用の目的を超えて利用してはならない。

(個人情報の第三者提供の禁止)

- 第8条 受注者は、委託業務の処理において取り扱う個人情報を第三者に提供してはならない。ただし、第6条第1項のただし書に基づき、委託業務の履行を第三者に再委託し、又は請け負わせるときは、この限りでない。

(個人情報の不正な複製等の禁止)

- 第9条 受注者は、委託業務の処理において取り扱う個人情報を当該処理の用以外の用に供する目的で複写又は複製をしてはならない。

(遵守状況の報告)

- 第10条 発注者は、必要があると認めるときは、この契約が求める個人情報の取扱いに係る遵守状況の報告を受注者に求めること及び当該取扱いについて受注者に適切な措置をとるよう指示することができる。
- 2 受注者は、前項の報告の求め又は指示があった場合は、速やかに応じなければならない。

(立入調査等)

- 第11条 発注者は、受注者及び再委託先が委託業務を行うに当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時、受注者(委託業務の一部を再委託している場合は、当該再委託先を含む。以下この条において同じ。)の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、又は説明若しくは資料の提出を求めることができる。
- 2 発注者は、この共通仕様書に係る受注者の個人情報の取扱いが不適当と認めるときは、必要な指示を行うものとする。
- 3 受注者は、前2項の検査等を拒むことができないものとする。

(提供した資料の返還)

第12条 受注者は、委託業務を処理するために委託者から貸与され、又は受注者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、委託業務の遂行上使用しないこととなったとき又はこの契約が終了したとき若しくは解除されたときは、発注者の指示に従い、直ちに委託者に返還し、若しくは引き渡し、若しくは消去し、又はその他の方法により処理するものとする。

(事故の発生報告義務)

第13条 受注者は、委託業務の処理において取り扱う個人情報の漏えい等の事故が発生したときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(契約の解除及び損害の賠償)

第14条 発注者は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、又は受注者に対して損害賠償の請求をすることができる。

- (1) 委託業務を処理するために受注者が取り扱う個人情報について、受注者の責に帰すべき事由による個人情報の漏えい等があったとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、この共通仕様書に違反し、委託業務の目的を達成することができないと認められるとき。
- 2 前項第1号の個人情報の漏えい等に伴う損害賠償その他の一切の責任は、個人情報の漏えい等が、受注者が再委託等をし、当該再委託等先において発生した場合であっても、受注者が負うものとする。